

亀山市告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年3月12日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11185
- 3 路線名 名越7号線

供用開始の区間	供用開始の期日
田村町字女ヶ坂1407番3地先から川崎町字脇之田7番4地先まで	平成27年3月12日